

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における
現場代理人及び主任技術者の取扱いに関する特記仕様書

本工事は、平成 30 年 9 月 25 日付今治市契約課発出の「平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における現場代理人の常駐義務緩和措置について」及び「平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における主任技術者の専任要件緩和措置について」の対象工事である。

※現場代理人については、「平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における現場代理人の常駐義務緩和措置について」に基づく緩和措置と「今治市災害復旧工事の現場代理人の常駐に関する特記仕様書」による緩和措置との併用はできませんのでご注意ください。